

(別添)

機器、装置又は設備	基準	補助率																											
高効率照明器具	<p>省エネ法施行令第21条第3号に掲げる照明器具のうち、電球型蛍光灯以外のもので、エネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="344 477 1541 1288"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>使用用途</th> <th>蛍光灯の形状</th> <th>蛍光灯の大きさ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設用</td> <td rowspan="2">直管形のもの又はコンパクト形のものうち2本管形のもの</td> <td>蛍光灯の大きさの区分が86以上の蛍光灯を使用するもの</td> <td>100.8</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯の大きさの区分が86未満の蛍光灯を使用するもの</td> <td>100.5</td> </tr> <tr> <td>コンパクト形のものうち2本管形以外の</td> <td></td> <td>61.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭用</td> <td rowspan="2">環形のもの又は直管形のもの</td> <td>使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光灯の大きさの区分が20の直管形蛍光灯を使用するものを除く。）</td> <td>91.6</td> </tr> <tr> <td>使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光灯の大きさが20の直管形蛍光灯を使用するもの</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>卓上スタンド用</td> <td>直管形のもの又はコンパクト形のもの</td> <td></td> <td>70.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあっては日本工業規格C7617-2(片口金蛍光灯-第2部:性能仕様)の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては日本工業規格C7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあっては日本工業規格C7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあっては日本工業規格C7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。</p>	区分			基準エネルギー消費効率	使用用途	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさ		施設用	直管形のもの又はコンパクト形のものうち2本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が86以上の蛍光灯を使用するもの	100.8	蛍光灯の大きさの区分が86未満の蛍光灯を使用するもの	100.5	コンパクト形のものうち2本管形以外の		61.6	家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光灯の大きさの区分が20の直管形蛍光灯を使用するものを除く。）	91.6	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光灯の大きさが20の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1	卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8	2項五十一号
区分			基準エネルギー消費効率																										
使用用途	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさ																											
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のものうち2本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が86以上の蛍光灯を使用するもの	100.8																										
		蛍光灯の大きさの区分が86未満の蛍光灯を使用するもの	100.5																										
	コンパクト形のものうち2本管形以外の		61.6																										
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光灯の大きさの区分が20の直管形蛍光灯を使用するものを除く。）	91.6																										
		使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光灯の大きさが20の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1																										
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8																										

発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、次のイからロまでのいずれか一に該当するものに限る。

イ LED照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの

- ①固有エネルギー消費効率がLED照明器具の固有エネルギー消費効率で別表1に掲げる基準を満たすこと。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。
- ②演色性は平均演色評価数Ra80以上であること
- ③LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること

ロ 電球形LEDランプのうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの

- ①ランプ効率が別表2に示された光源色の区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと
ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率が50lm/W以上であること
- ②演色性は平均演色評価数Raが70以上であること
- ③定格寿命が40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。

別表1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	75lm/W以上
電球色	

(別表1の補足)

- 1 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。
- 3 ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であって、かつ器具埋込穴寸法が300mm以下のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を85lm/W以上とする。
- 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を100lm/W以上とする。

別表2 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

(別表2の補足)

- 1 「光源色」は、日本工業規格JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。
- 3 調光・調色対応ランプについては、別表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(備考)

1 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。

2 本項のLED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

3 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、日本工業規格JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及び日本工業規格JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

4 本項のLED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

5 本項のLED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束12,000lm以上のものをいう。

6 本項のLED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、日本工業規格JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。

7 LED照明器具の全光束測定方法については、日本工業規格JIS C 8105-5:2011(照明器具-第5部:配光測定方法)に準ずるものとする。

8 本項の「電球形LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色LED 使用の電球形形状のランプとする。なお、「電球形LEDランプ」とは、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。

9 本項の電球形LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測光方法は、日本工業規格JIS C 7620-2(一般照明用電球形蛍光灯ランプ-第2部:性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。

